平成２９年（フ）第７８０号
神戸市中央区元町通７丁目１番２―306号
債務者　河端　末人
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３号
山口県下松市南花岡１丁目20番13号　セジュールパンセⅠ―102号
債務者　山本恵美子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１６９号
青森県上北郡東北町字田ノ沢48番地
債務者　沼田　拓也
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６６号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目18番１号203
債務者　濱谷　仁美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７４号
神奈川県秦野市下落合６番地の７　エスポワール　102号、前住所神奈川県秦野市堀西355番地の１　エターナル　102号
債務者　小宮　正志
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４９５号
神奈川県厚木市妻田南１丁目23番４号　グランドール妻田203、前住所神奈川県厚木市中依知85番地１　本厚木スカイハイツ123
債務者　輪冨　和人
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５２６号
神奈川県厚木市戸田1780番地
債務者　小笠原弘一
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６４号
青森県むつ市仲町５番16号　ハニーハウスサンＣ号
債務者　中村久美子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
千葉県野田市なみき１丁目18番地３
債務者　品田光一郎
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５６０号
千葉県松戸市小金418番地　高井コーポ105号
債務者　湯浅　益子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０５号
千葉県松戸市松飛台240番地の13　ウィステリアハイツ２号
債務者　松本ユカリ
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６２２号
千葉県柏市戸張1199番地４　メイセイハイツ105号
債務者　川又　廣子（旧姓小村）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８２号
山口市維新公園５丁目９番Ｆ―304号
債務者　有田　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
山口市維新公園５丁目９番Ｆ―304号
債務者　有田奈保子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
山口市平井1538番地１　105
債務者　長谷川　勝
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７３８１号
東京都江東区深川１丁目３－４―401
債務者　工藤　典子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部